

少女たちにはウエディングドレスより制服を：インドネシアにおける児童婚と重婚の事例

Ms. Marisna Yulianti (インドネシア)

2008年、インドネシアで最も活気に満ち、圧倒的に人口の多いジャワ島の中部に位置するスマランの小さな町ベドノに住む43歳のビジネスマンが、12歳の少女と結婚したというニュースに、国中がショックを受けました。この少女は裕福なビジネスマンのSyekh Puji氏の二番目の妻として嫁がされ、Nikah Siri（ニカ・シリ）と呼ばれるイスラム教に則った婚姻式を行いました。その後、Syekh Puji氏は警察当局に容疑をかけられ、懲役4年および6千万ルピアの罰金に処せられました。未成年の少女との婚姻が、児童保護法違反の重罪にあたりと証明されたからです。この事例により、女性の生活に関して最も驚愕すべき二つの現実、インドネシア中の注目が集まることとなりました。それは、児童婚と重婚です。

児童の権利に関する条約(CRC)は、国によっては成年の法定年齢をこれよりも若く設定している法律が存在する可能性を認めた上で、「この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう」と定義しています。さらに、ユニセフは児童婚を「18歳に達する前の正式な婚姻もしくは非公式な同等の関係」と定義しています。児童婚は、少年と少女の両方に起こる恐ろしい現実です。しかし、世界の数多くの場所で、最も影響を受けるのは明らかに少女たちです。国際女性研究センター(ICRW)によると、発展途上国の少女たちの3分の1が18歳未満で結婚し、またその9人に1人が15歳未満で結婚しています。2010年時点で、18歳に達する前に結婚した20～24歳の女性が世界におよそ6千7百万人いるということです。ユニセフによると、児童婚は世界的な現象ではあるものの、その割合は南アジアで最も高く、少女たちのおよそ半数が18歳の誕生日を迎える前に結婚しています。特に、農村地域に暮らす貧しく教育レベルの低い少女たちが、18歳未満で結婚する傾向が高いと言えます。

同じような傾向はインドネシアでも見られます。国内の児童婚の大半は農村地帯で見られ、経済的な理由に迫られて行われるものであり、15歳および18歳未満で結婚する女性の割合は、最も所得の少ない下位20%の層（第I五分位）において、最も所得の高い上位20%の層（第V五分位）の2倍となっています。このデータによって明らかになった由々しき現実、いかに貧困が原因で、少女たちがあまりにも若くして嫁に出されているかということです。教育レベルの低さもまた、児童婚の最も重要な決定要因の一つとされており、そのような少女たちの大半が小・中学校の教育しか受けていません。2010年のインドネシア全国社会経済調査の二次分析によると、国内の児童婚率は13.5%でした。また、国連人口基金(UNFPA)がほぼ同時期に実施した別の調査結果では、より憂慮すべき数値が明らかになっています。すなわち、インドネシアの20～24歳の女性の22%が、18歳に達する前から婚姻もしくは同等の関係にあるということです。さらに、2010

年インドネシア健康基本調査によると、2010年の調査実施時において、10～14歳の少女の7.4%、15～19歳の少女の15.8%が妊娠中でした。

一方、重婚は複数の配偶者を同時に持つこと、またその習慣を指します。しかし、インドネシアでは重婚は一般的に夫が複数の妻を持つことと理解されています。インドネシア人の大多数が信仰するイスラム教は、男性に4人まで妻を持つことを認めているのですが、実はインドネシアの法律は男性に一夫一妻制を促しています。婚姻法（1974年法律第1号）は、重婚を行う上で男性が満たすべき有形・無形の要件を定めています。具体的には、第一夫人がその婚姻に同意していること、夫が経済的に安定した環境を提供できること、全ての妻と子供を平等に扱えること、などです。また同法は、男性に一夫多妻婚を認める条件を次のように規定しています。すなわち、（現在の）妻が（1）婚姻上の義務を果たさず、（2）身体的な重度の障害ないし不治の病に冒されており、（3）子を産めないことです。この条項には、女性は夫に対して完全な隷属関係にあり、婚姻における女性の役目は単に後継ぎを産むことであるかのような、偏見に満ちた表現を含んでいるものの、インドネシア政府が重婚の規制に積極的であることを示すものと捉えられています。

しかし、これには落とし穴があります。それは、たとえ男性が上述の要件を満たさずに別の妻と婚姻しても、この法律は厳密な法的拘束力を持たないという点です。細かい手続きを避けるために、男性はより簡便な方法としてニカ・シリ(Nikah Siri)と呼ばれる正式な届出をしない婚姻をし、第二夫人、第三夫人、もしくは第四夫人までをも持ちますが、特に相手が未成年である場合によく取られる方法です。結婚式は地元の司式者によって執り行われ、承認されますが、婚姻の記録や婚姻許可証の発行を行う公的機関である民事登録事務所には登録されません。従って、このような婚姻はイスラム法上有効であっても、インドネシアの法律上は有効ではありません。そのため、ニカ・シリによって夫婦の契りを交わした男女は、法的に責任は問われず、法律上は夫と妻としての権利や義務の対象外として扱われます。その結果、婚姻生活において夫に不当行為や暴力行為があっても、妻は当局に通報したり訴訟を起したりすることはできないのです。このため、明らかにこの慣習は女性の配偶者権を侵害していると言えます。

女性世帯主のエンパワーメントに取り組む NPO の Women Headed Household Empowerment（女性世帯主世帯エンパワーメント）が2012年にインドネシアの17の州にある111の村で行った調査によると、調査対象のうちの25%で婚姻登録を伴わない結婚式であるニカ・シリが執り行われており、婚姻100件につき2件の割合で、重婚であることが分かりました。国家家族計画調整庁(BKKBN)が2009年に述べているように、その時点で少なくとも250万件の未登録の婚姻が存在したということです。そのうちのおよそ34.5%にあたる60万組のカップルが児童婚とみられています(宗教省2009年)。

このような憂慮すべき傾向を受け、インドネシアは2002年に児童保護に関する法律第23号を成立させました。この法律は、児童婚について、第11条で述べられているよ

うな子供の権利を奪うものとして明確な捉え方をしています。その権利とは、子供が自分の興味、才能、能力に合わせてレクリエーションのため、もしくは想像力を育むために仲間と遊べるよう、十分な休養や余暇を取る権利です。幼くして結婚することで、子供たちは婚姻上の責任を果たさなければならず、また早期妊娠のリスクも高まるため、子供たちはこの権利を享受できないからです。しかし、「子供」の定義づけと、何をもって「児童婚」とするかが問題となります。児童保護に関する法律は、子供を18歳未満と定義している点で、児童の権利に関する条約(CRC)と一致しています。一方、インドネシアの婚姻法の定義は異なります。1974年に制定された婚姻法によると、女性の婚姻年齢は16歳以上、男性は19歳以上となっています。驚くべきことに、インドネシアの法律は児童婚を合法とする根拠となり得るのです。この規定は、これより28年後に制定された児童保護に関する法律のみならず、インドネシア政府が1990年に批准した児童の権利に関する条約(CRC)とも食い違っています。これは、インドネシアにおいて何年もの間、児童婚の問題に対する終わりのない法の抜け穴となっており、最終的な解決の見通しはついていません。

全国の女性と子供の権利を擁護する活動家は、婚姻法の全面的な改正を目指しています。女性に対する暴力国家委員会、インドネシア正義女性法律扶助協会(LBH-APIK)、女性研究機関(WRI)、コアリション18+といった女性団体や女性運動は、政府に対して実際に行動を起こし、法律の改正を定めた正式な法令を発布するように強く求めています。これは、特に法律上の性的同意年齢と重婚に関する条項の中に時代にそぐわないものがあり、改正が必要だからです。18歳未満で結婚している少女たちは中途退学、DV、性と生殖に関する健康を害する病気などの問題に対して脆弱であると同時に、妊産婦および乳幼児の死亡につながる可能性のある早期妊娠の高いリスクにも晒されます。

妊娠や出産に関連した合併症が、発展途上国における15歳から19歳までの思春期の少女の主な死因の一つとなっています。また、20歳未満の母親から生まれる新生児は、母親が20～29歳の場合と比較して、死産や生後数週間で死亡するリスクが50%高いという報告があります。このような若い母親は、身体的・精神的に子供を育てる準備がまだできていないため、幼くして母親になるのは、育児やしつけにも影響を及ぼします。重婚も影響が無いわけではありません。2012年にPEKKAが行った調査では、女性の方が重婚の弊害をより強く感じており、それは心理的、身体的、経済的といった様々な種類の弊害です。最近アブダビで行われた調査では、重婚状態にある女性はストレス、無視や嫉妬といった否定的な感情に苦しんでいることが分かっています。ニカ・シリを行うことで、重婚という規制されていない慣習の直接的な影響として、女性が配偶者権という法的保護を得られなくなり、このことが、女性がDVや金銭的困窮に苦しむリスクを高めているのです。

いまこそ、児童婚に終止符を打つ時なのです。また、インドネシアにおける重婚の慣習を、完全に禁止するとははいかなくても、再考し規制するための思い切った手段が求められているのです。この二つは若い少女の人生に多大な影響を与えており、真剣に受け止め

る必要があります。少女たちは世界の未来の半分を担う存在です。そのため、彼女たちが身にまとうべきなのは制服であり、ウエディングドレスではないのです。そして、彼女たちが唯一気に掛けるべきことは宿題であり、自分の赤ん坊ではないのです。

¹ UNFPA. 2012. *Marrying Too Young: End Child Marriage*. New York, UNFPA.

¹ SMERU Research Institute. 2013. *Prevalence of Child Marriage and Its Determinants among Young Women in Indonesia*. Jakarta, SMERU Research Institute.

¹ Indonesia National Development Planning Agency, SMERU, and UNICEF. 2012. *Child Poverty and Disparities in Indonesia: Challenges for Inclusive Growth*. Jakarta, National Development Planning Agency/SMERU Research Institute/UNICEF Indonesia.

¹ SMERU Research Institute. 2013. *Prevalence of Child Marriage and Its Determinants among Young Women in Indonesia*. Jakarta, SMERU Research Institute.

¹ Ibid.

¹ UNFPA. 2012. *Marrying Too Young: End Child Marriage*. New York, UNFPA.

¹ 「ニカ・シリ」(Nikah Siri)という言葉の文字通りの意味は、「内密の結婚」もしくは「秘密の結婚」。

¹ PEKKA & SMERU. 2014. *Menguak Keberadaan dan Kehidupan Perempuan Kepala Keluarga: Laporan Hasil Sistem Pemantauan Kesejahteraan Berbasis Komunitas (Revealing the Existence and Life of Women Headed Households: Report of the Community-Based Monitoring System)*. Jakarta, SMERU Research Institute.

¹ <http://www.merdeka.com/peristiwa/25-persen-masyarakat-indonesia-melakukan-nikah-siri.html>

¹ <http://www.who.int/mediacentre/factsheets/fs364/en/>

¹ PEKKA & SMERU. 2014. *Menguak Keberadaan dan Kehidupan Perempuan Kepala Keluarga: Laporan Hasil Sistem Pemantauan Kesejahteraan Berbasis Komunitas (Revealing the Existence and Life of Women Headed Households: Report of the Community-Based Monitoring System)*. Jakarta, SMERU Research Institute.

¹ <http://www.thenational.ae/uae/polygamy-can-negatively-affect-women-study-finds>